

東京圏から佐渡市へ移住された方へ【R8年度版】

東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)から佐渡市へ移住し、要件を満たすと

移住支援金を交付します。

世帯 **100** 万円、単身 **60** 万円

※起業の場合最大 **300** 万円+α

(起業支援金 200 万円、移住支援金 100 万円)

18 歳未満のお子様を帯同して移住すると、お子様お一人につき **100** 万円が加算されます！(R5.4.1~転入の場合)



移住支援金の対象

① 移住元に関する要件 (次のすべてに該当すること)

- ・住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏^{※1}(条件不利地域^{※2}を除く)に在住し、東京23区内に通勤^{※3}していた方。
- ・住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏^{※1}(条件不利地域^{※2}を除く)に在住し、東京23区内に通勤^{※3}していた方。

(東京圏^{※1}のうち条件不利地域^{※2}以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間も対象期間とすることができます。)

- ※1 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
- ※2 条件不利地域 HPでご案内しております。
- ※3 通勤 雇用者としての通勤にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。

② 移住先に関する要件 (次のすべてに該当すること)

- ・移住支援金の申請時において、転入後3ヶ月以上1年以内であること
- ・申請日から5年以上、佐渡市へ居住する意思があること

③ 仕事に関する要件 (次のいずれかに該当すること)

- ・【就業】【専門人材】【起業】【テレワーク】【関係人口】のいずれかの要件を満たすこと
- 【就業】新潟県が運営するマッチングサイト「新潟県企業情報ナビ」に移住支援金の対象として求人掲載している法人に採用された方
- 【起業】にいがた産業創造機構(NICO)の起業支援(U・Iターン創業応援事業または起業チャレンジ応援事業)の交付決定を受けて1年以内の方
- 【専門人材】国(内閣府)の「プロフェッショナル人材事業」または「先導的人材マッチング事業」を利用して就業した方
- 【テレワーク】自己の意思により移住し、移住元での業務を引き続き行い、週20時間以上テレワークを実施する方
- 【関係人口】佐渡市にゆかりがある者(佐渡出身者 or 定住体験住宅の利用者)で、農林水産業又は家業等に就業される方



⚠️ その他、細かい条件がありますので、お申し込み前には事前にご相談ください。

【お問合せ】さどくらしテラス(移住相談窓口) ☎080-2596-5371 ✉sado-iju@city.sado.niigata.jp
佐渡市役所 移住交流推進課 ☎0259-67-7153 ✉r-iju@city.sado.niigata.jp

▶ **申込期間**（令和8年度は令和9年2月5日まで）

【就業】【専門人材】の場合：就業先に継続して3ヶ月以上在職し、かつ佐渡市への転入後3ヶ月以上1年以内

【起業】の場合：起業支援金の交付決定日から1年以内、かつ佐渡市に転入してから3か月以上1年以内

【テレワーク】【関係人口】の場合：佐渡市に転入してから3か月以上1年以内

■ **手続きの流れ**

| | |
|-----------------|--|
| 補助金の交付申請 | 補助金の交付申請書に以下の書類を添付して提出してください。 【必ず必要な書類】 ①写真付き身分証明書の写し ②誓約書兼同意書 ③移住元の住民票除票の写し等、移住前の在住地及び在住期間を確認できる書類 ④佐渡市での住民票の写し（転入後3ヶ月経過した日以降に発行されたもの） ※2人以上の世帯の場合の補助金を申請する場合は世帯員分を含む 【該当する要件ごとに必要となる書類】 移住元の要件や仕事に関する要件に応じてそれぞれ異なります。 詳しくは下記までお問い合わせください。 |
|-----------------|--|



| | |
|-------------|-----------------------------|
| 交付決定 | 申請書類を審査し、可否をお知らせします（通知書送付）。 |
|-------------|-----------------------------|



| | |
|---------------|---|
| 申請の取下げ | 交付決定後、補助金の交付の申請を取り下げる場合は申請取下げ書を提出する必要があります。 |
|---------------|---|



| | |
|--------------|-----------------------------------|
| 補助金請求 | 請求書を提出してください。指定された口座へ補助金をお支払いします。 |
|--------------|-----------------------------------|

■ **留意事項**

次のいずれかに該当するときは、佐渡市移住・就業支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の全額又は半額を返還していただく場合があります。

【**全額返還**】

- (1) 補助金の申請日から3年未満に市外に転出した場合。
- (2) 補助金の申請日から1年以内に補助金の条件を満たさず職を辞した場合。
- (3) 起業支援金の交付決定を取り消された場合。
- (4) 虚偽の申請等を行っていた場合。

【**半額返還**】

- (1) 補助金の申請日から3年以上5年以内に市外に転出した場合。
- (2) 【テレワーク】又は【関係人口】の要件を満たさず補助金の申請日から1年以内に要件を満たさなくなった場合

移住支援金受給フローチャート

